

|             |                                |
|-------------|--------------------------------|
| 堺市公報 第302号  | 令和6年3月1日発行                     |
| <b>堺市公報</b> | 発行                             |
|             | 堺市（総務局行政部法制文書課）<br>堺市堺区南瓦町3番1号 |

目 次

|   | 頁  |
|---|----|
| <b>&lt;規則&gt;</b>                                     |    |
| ○堺市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則                                |    |
| 【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課】                              | 3  |
| <b>&lt;告示&gt;</b>                                     |    |
| ○令和6年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について                     |    |
| 【財政局税務部税務運営課】   | 6  |
| ○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定について                          |    |
| 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】                                    | 7  |
| ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定について                          |    |
| 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】                                    | 8  |
| ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定について                        |    |
| 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】                                    | 9  |
| ○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定について                       |    |
| 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】                                    | 10 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定について |    |
| 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】                                 | 10 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止について |    |
| 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】                                 | 11 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援の事業の廃止について   |    |
| 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】                                 | 12 |
| ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定について                         |    |
| 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】                                 | 12 |
| ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業の廃止について                         |    |
| 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】                                 | 13 |

|   |    |
|---|----|
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（更生医療）の指定の更新について           |    |
| 【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】  | 14 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新について      |    |
| 【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】  | 14 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定について     |    |
| 【健康福祉局健康部精神保健課】   | 15 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新について  |    |
| 【健康福祉局健康部精神保健課】   | 16 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第64条の規定に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の所在地の変更について |    |
| 【健康福祉局健康部精神保健課】   | 17 |
| ○ラブホテル建築等の規制に係る施設の指定についての一部改正について                                     |    |
| 【健康福祉局保健所環境薬務課】   | 17 |
| ○子ども・子育て支援法第58条の11第1号の規定による告示について                                     |    |
| 【子ども青少年局子育て支援部幼保推進課】  | 18 |
| ○道路法に基づく市道路線の認定について   |    |
| 【建設局土木部路政課】   | 19 |
| ○道路法に基づく市道の区域決定及び供用開始について   |    |
| 【建設局土木部路政課】   | 21 |
| <b>&lt;公告&gt;</b>   |    |
| ○計量法に基づく指定定期検査機関の指定について   |    |
| 【市民人権局市民生活部消費生活センター】  | 23 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について   |    |
| 【産業振興局産業戦略部地域産業課】   | 23 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について   |    |
| 【産業振興局産業戦略部地域産業課】   | 25 |
| ○堺市建築基準法施行条例に基づく私道の廃止について   |    |
| 【建築都市局開発調整部建築安全課】   | 26 |
| ○都市計画法に基づく工事の完了について   |    |
| 【建築都市局開発調整部宅地安全課】   | 26 |
| ○都市計画法に基づく工事の完了について   |    |
| 【建築都市局開発調整部宅地安全課】   | 27 |

○都市計画法に基づく工事の完了について  
 【建築都市局開発調整部宅地安全課】…………… 27

○都市計画法に基づく工事の完了について  
 【建築都市局開発調整部宅地安全課】…………… 28

○大泉緑地の事業計画認可変更に伴う図書の写しの縦覧について  
 【建設局公園緑地部公園緑地整備課】…………… 28

＜選挙管理委員会公表＞

○令和5年4月9日執行の堺市議会議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の訂正後の要旨の公表について  
 【選挙管理委員会事務局】…………… 29

＜議会規則＞

○堺市議会事務局規則の一部を改正する規則  
 【議会事務局調査法制課】…………… 34

## 規 則

堺市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月1日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第11号

### 堺市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

堺市児童福祉法施行細則（平成8年規則第37号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第12条第5項」を「第12条第6項」に改める。

第2条の2第1項中「第1条の3」を「第1条の4」に改める。

様式第1号中「第12条第5項」を「第12条第6項」に改める。

様式第9号中

「  
 郵便番号  
 申込者（自署） 住 所  
 （妊産婦） 氏 名 を  
 電 話 番 号  
 」

「  
 郵便番号  
 申込者 住 所  
 氏 名 に  
 電 話 番 号  
 」

改め、同様式の注書を削る。

様式第10号中

「  
 郵便番号  
 申込者（自署） 住 所  
 氏 名 を  
 電 話 番 号  
 」

「  
 郵便番号  
 申込者 住 所  
 氏 名 に  
 電 話 番 号  
 」

改め、同様式の注書1を削り、同様式の注書2を同様式の注書1とし、同様式の注書3を同様式の注書2とし、同様式の注書4を同様式の注書3とし、同様式の注書5を同様式の注書4とする。

様式第11号の2中

「  
 申込者（自署） 郵便番号  
 住 所  
 氏 名 を  
 電 話 番 号  
 」

「  
 申込者 郵便番号  
 住 所  
 氏 名 に  
 電 話 番 号  
 」

改め、同様式の注書1を削り、同様式の注書2中「記名押印をして」を「その具体的な状況を記入して」に改め、同様式の注書2を同様式の注書1とし、同様式の注書3を同様式の注書2とする。

様式第49号中

「  
 申請者（自署） 住所  
 氏名 を  
 住所  
 氏名  
 」

「  
 申請者 住所  
 氏名 に、  
 住所  
 氏名  
 」

「※児童福祉法第34条の20」を「※児童福祉法第34条の20第1項」に改め、同様式の注書1を削り、同様式の注書2中「以下の」を「次の」に改め、同様式の注書2を同

様式の注書とする。

様式第50号中

「  
申請者（自署） 住所  
氏名  
住所  
氏名  
を  
申請者 住所  
氏名  
住所  
氏名  
に、  
」

「※児童福祉法第34条の20」を「※児童福祉法第34条の20第1項」に改め、同様式の注書1を削り、同様式の注書2中「以下の」を「次の」に改め、同様式の注書2を同様式の注書とする。

様式第55号中

「  
申請者（自署） 住所  
氏名  
住所  
氏名  
を  
申請者 住所  
氏名  
住所  
氏名  
に、  
」

「※児童福祉法第34条の20」を「※児童福祉法第34条の20第1項」に改め、同様式の注書1を削り、同様式の注書2第1号中「場合）」を「場合に限る。）」に改め、同様式の注書2を同様式の注書とする。

様式第55号の2中

「  
申請者（自署） 住所  
氏名  
住所  
氏名  
を  
申請者 住所  
氏名  
住所  
氏名  
に、  
」

「※児童福祉法第34条の20」を「※児童福祉法第34条の20第1項」に改め、同様式の注書1を削り、同様式の注書2中「添付すること」を「添付してください」に改め、同様式の注書2第1号中「改築」を「改築し、」に改め、同様式の注書2を同様式の注書とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市児童福祉法施行細則の様式に関する規定(様式第1号を除く。)により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の堺市児童福祉法施行細則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

## 告 示

### 堺市告示第58号

地方税法(昭和25年法律第226号)第416条第1項の規定に基づき、令和6年度の固定資産税に関する土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を固定資産税の納税者の縦覧に供するので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月1日

堺市長 永 藤 英 機

- 縦覧期間  
令和6年4月1日から同年5月31日まで  
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- 受付時間  
午前9時から午後5時15分まで
- 縦覧場所  
堺市北区百舌鳥赤畑町1丁3番地1  
堺市三国ヶ丘庁舎内 市税事務所3階  
固定資産税課  
  
堺市堺区南瓦町3番1号  
堺市役所本館8階  
税務サービス課(堺区市税の窓口)

## 堺市告示第59号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者として指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和6年3月1日

堺市長 永 藤 英 機

|            |                                |
|------------|--------------------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776103968                     |
| 事業所名称      | タイズケアプランセンター                   |
| 事業所所在地     | 堺市中区福田1028-2                   |
| 指定の申請者     | 株式会社TIES CORPORATION           |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府大阪市中央区島之内一丁目19番3号 クレディ長堀橋ビル |
| 代表者名       | 高瀬真由美                          |
| 指定年月日      | 令和6年1月1日                       |
| サービスの種類    | 居宅介護支援                         |

|            |                        |
|------------|------------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776503514             |
| 事業所名称      | サンケアプランニング             |
| 事業所所在地     | 堺市北区北花田町4丁122番7号 A号    |
| 指定の申請者     | 株式会社なかまメディカ            |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市北区北花田町四丁122番地7-A号 |
| 代表者名       | 仲摩陽介                   |
| 指定年月日      | 令和6年1月1日               |

|         |        |
|---------|--------|
| サービスの種類 | 居宅介護支援 |
|---------|--------|

## 堺市告示第60号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者として指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和6年3月1日

堺市長 永 藤 英 機

|            |                        |
|------------|------------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776402162             |
| 事業所名称      | LYKKE けあ               |
| 事業所所在地     | 堺市南区和山台1-2-3           |
| 指定の申請者     | 株式会社LYKKE              |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市堺区北三国ヶ丘町一丁2番11-4号 |
| 代表者名       | 梶原崇志                   |
| 指定年月日      | 令和6年1月1日               |
| サービスの種類    | 訪問介護                   |

|            |                    |
|------------|--------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776303568         |
| 事業所名称      | エルピスヘルパーステーション     |
| 事業所所在地     | 堺市西区鳳西町1丁27番4      |
| 指定の申請者     | エルピスサポート株式会社       |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市西区鳳西町一丁82番地35 |
| 代表者名       | 岩上大介               |
| 指定年月日      | 令和6年1月1日           |



|         |      |
|---------|------|
| サービスの種類 | 訪問介護 |
|---------|------|

|            |                        |
|------------|------------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2766490433             |
| 事業所名称      | LYKKEかんど               |
| 事業所所在地     | 堺市南區城山台1-2-3           |
| 指定の申請者     | 株式会社LYKKE              |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市堺区北三国ヶ丘町一丁2番11-4号 |
| 代表者名       | 梶原崇志                   |
| 指定年月日      | 令和6年1月1日               |
| サービスの種類    | 訪問看護                   |

堺市告示第61号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の2第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者として指定したので、同法第115条の10第1号の規定により告示する。

令和6年3月1日

堺市長 永 藤 英 機

|            |                        |
|------------|------------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2766490433             |
| 事業所名称      | LYKKEかんど               |
| 事業所所在地     | 堺市南區城山台1-2-3           |
| 指定の申請者     | 株式会社LYKKE              |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市堺区北三国ヶ丘町一丁2番11-4号 |
| 代表者名       | 梶原崇志                   |
| 指定年月日      | 令和6年1月1日               |

|         |          |
|---------|----------|
| サービスの種類 | 介護予防訪問看護 |
|---------|----------|

## 堺市告示第62号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者として指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和6年3月1日

堺市長 永 藤 英 機

|            |                 |
|------------|-----------------|
| 介護保険事業所番号  | 2796000442      |
| 事業所名称      | ココカラ倶楽部         |
| 事業所所在地     | 堺市堺区御陵通5-2 1階   |
| 指定の申請者     | 合同会社スターライズ      |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市西区鶴田町16番3号 |
| 代表者名       | 米田美香            |
| 指定年月日      | 令和6年1月1日        |
| サービスの種類    | 地域密着型通所介護       |

## 堺市告示第63号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和6年3月1日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名      | 事業内容           | 事業所名            | 事業所所在地                             | 指定年月日        |
|----------|----------------|-----------------|------------------------------------|--------------|
| 一般社団法人桂  | 同行援護           | 支援センター<br>ぶらいと  | 大阪府堺市西区鳳中<br>町三丁75番4号 フ<br>レンテ鳳101 | 令和6年2月<br>1日 |
| 株式会社華舞   | 居宅介護           | つなみケアステ<br>ーション | 大阪府堺市美原区黒<br>山425番地7               | 令和6年2月<br>1日 |
| 株式会社華舞   | 重度訪問介護         | つなみケアステ<br>ーション | 大阪府堺市美原区黒<br>山425番地7               | 令和6年2月<br>1日 |
| 株式会社香川   | 生活介護           | 千晴デイサービ<br>ス    | 大阪府堺市北区百舌<br>鳥陵南町三丁400番<br>地5      | 令和6年2月<br>1日 |
| 有限会社ラッセル | 就労継続支援<br>(B型) | ふくろうの家          | 大阪府堺市美原区大<br>饗100-1                | 令和6年2月<br>1日 |

## 堺市告示第64号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき指定した次の事業者について、同法第46条第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和6年3月1日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名         | 事業内容   | 事業所名            | 事業所所在地              | 廃止年月日         |
|-------------|--------|-----------------|---------------------|---------------|
| 株式会社GALLANT | 居宅介護   | 訪問介護ステー<br>ション凜 | 大阪府堺市北区八下<br>北5番13号 | 令和6年1月<br>31日 |
| 株式会社GALLANT | 重度訪問介護 | 訪問介護ステー         | 大阪府堺市北区八下           | 令和6年1月        |

|                         |        |                  |                               |           |
|-------------------------|--------|------------------|-------------------------------|-----------|
| ANT                     |        | ション凛             | 北5番13号                        | 31日       |
| 株式会社ニチイ学館               | 同行援護   | ニチイケアセンターベルマージュ堺 | 大阪府堺市堺区田出井町1番2-100号ベルマージュ堺式番館 | 令和6年1月1日  |
| 労働者協同組合ワーカーズユープ・センター事業団 | 居宅介護   | ケアステーションしらさぎ夢テラス | 大阪府堺市東区白鷺町二丁3-9-6             | 令和6年1月31日 |
| 労働者協同組合ワーカーズユープ・センター事業団 | 重度訪問介護 | ケアステーションしらさぎ夢テラス | 大阪府堺市東区白鷺町二丁3-9-6             | 令和6年1月31日 |

## 堺市告示第65号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定に基づき指定した次の事業者について、同法第51条の25第4項の規定に基づき、次のとおり指定特定相談支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条の30第2項第2号の規定により告示する。

令和6年3月1日

堺市長 永藤英機

| 法人名     | 事業内容   | 事業所名          | 事業所所在地          | 廃止年月日     |
|---------|--------|---------------|-----------------|-----------|
| 医療法人恒尚会 | 計画相談支援 | 兵田病院ケアプランセンター | 大阪府堺市東区西野254番地3 | 令和6年1月31日 |

## 堺市告示第66号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者として指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和6年3月1日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名          | 事業内容       | 事業所名           | 事業所所在地            | 指定年月日    |
|--------------|------------|----------------|-------------------|----------|
| 株式会社ハートフルサンク | 放課後等デイサービス | 放課後等デイサービスみんかる | 大阪府堺市南区槇塚台三丁41番地9 | 令和6年2月1日 |
| 株式会社ハートフルサンク | 保育所等訪問支援   | 放課後等デイサービスみんかる | 大阪府堺市南区槇塚台三丁41番地9 | 令和6年2月1日 |
| 合同会社メゾフォルテ   | 児童発達支援     | メロディぼけっとラボ     | 大阪府堺市西区山田一丁1086-8 | 令和6年2月1日 |
| 合同会社メゾフォルテ   | 放課後等デイサービス | メロディぼけっとラボ     | 大阪府堺市西区山田一丁1086-8 | 令和6年2月1日 |

## 堺市告示第67号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定に基づき指定した次の事業者について、同法第21条の5の20第4項の規定に基づき、次のとおり指定障害児通所支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第21条の5の25第2号の規定により告示する。

令和6年3月1日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名          | 事業内容   | 事業所名                         | 事業所所在地             | 廃止年月日    |
|--------------|--------|------------------------------|--------------------|----------|
| 株式会社SHIGESHO | 児童発達支援 | 児童発達支援・放課後等デイサービス ウキウキ広場あさぎり | 大阪府堺市北区北花田町三丁17-18 | 令和6年1月1日 |
| 株式会社SHIGESHO | 放課後等デイ | 児童発達支援・                      | 大阪府堺市北区北花          | 令和6年1月   |

|         |      |                       |           |    |
|---------|------|-----------------------|-----------|----|
| E S H O | サービス | 放課後等デイサービス ウキウキ広場あさぎり | 田町三丁17-18 | 1日 |
|---------|------|-----------------------|-----------|----|

堺市告示第68号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（更生医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和6年3月1日

堺市長 永 藤 英 機

| 医療機関名          | 医療機関所在地    | 種別       | 更新年月日    |
|----------------|------------|----------|----------|
| 医療法人恒進會 泉北陣内病院 | 堺市南区豊田40番地 | 腎臓に関する医療 | 令和6年2月1日 |

堺市告示第69号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和6年3月1日

堺市長 永 藤 英 機

| 医療機関名 | 医療機関所在地 | 種別 | 更新年月日 |
|-------|---------|----|-------|
|-------|---------|----|-------|

|                    |                        |      |          |
|--------------------|------------------------|------|----------|
| 紀北調剤薬局 まんざきひしき店    | 堺市西区菱木1-2229-2         | 薬局   | 令和6年2月1日 |
| シンシア訪問看護ステーション     | 堺市中区毛穴町92-1 ベニヤビル2階    | 訪問看護 | 令和6年2月1日 |
| すまいる・ポッケ訪問看護ステーション | 堺市北区長曾根町1667番地 Polaire | 訪問看護 | 令和6年2月1日 |
| 訪問看護ステーション 仁       | 堺市東区南野田344番地14         | 訪問看護 | 令和6年2月1日 |

堺市告示第70号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関を同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和6年3月1日

堺市長 永藤英機

| 医療機関名              | 医療機関所在地                 | 種別     | 指定年月日     |
|--------------------|-------------------------|--------|-----------|
| 医療法人良樹会 T内科クリニック堺院 | 堺市北区新金岡町5-3-10          | 病院・診療所 | 令和5年12月1日 |
| みつばメンタルクリニック       | 堺市堺区向陵中町4-5-27 中谷ビル203号 | 病院・診療所 | 令和6年1月1日  |
| 堺市中区調剤薬局 深井沢町店     | 堺市中区深井沢町3265 ミラージュ昌栄1F  | 薬局     | 令和6年1月1日  |
| 戎薬局 北野田店           | 堺市東区大美野3-8              | 薬局     | 令和6年1月1日  |
| だるま薬局              | 堺市堺区少林寺町東2-1-26         | 薬局     | 令和6年1月1日  |
| ウエルシア薬局 堺中百舌鳥4丁店   | 堺市北区中百舌鳥町4-558-1        | 薬局     | 令和6年2月1日  |

|                    |                       |    |          |
|--------------------|-----------------------|----|----------|
| キリン堂薬局 堺鳳南店        | 堺市西区上604-1            | 薬局 | 令和6年2月1日 |
| ココカラファイン薬局 コープ野々井店 | 堺市南区野々井684-5 コープ野々井2F | 薬局 | 令和6年2月1日 |

堺市告示第71号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和6年3月1日

堺市長 永 藤 英 機

| 医療機関名          | 医療機関所在地                             | 種別     | 更新年月日    |
|----------------|-------------------------------------|--------|----------|
| 医療法人 いむた内科     | 堺市中区深井中町759-1                       | 病院・診療所 | 令和6年1月1日 |
| ウエルシア薬局 堺中百舌鳥店 | 堺市北区中百舌鳥町2-2                        | 薬局     | 令和6年1月1日 |
| きぼう薬局おおとり店     | 堺市西区鳳北町4-221-5                      | 薬局     | 令和6年1月1日 |
| ウエルシア薬局 堺深井水池店 | 堺市中区深井水池町3094                       | 薬局     | 令和6年1月1日 |
| おはな薬局          | 堺市中区深井沢町3140                        | 薬局     | 令和6年1月1日 |
| サエラ薬局 アリオ鳳店    | 堺市西区鳳南町3-199-12<br>アリオ鳳アリオモール2階2110 | 薬局     | 令和6年1月1日 |
| わかば訪問看護ステーション  | 堺市北区長曾根町1467-1<br>メディカルエイトワンビル2階    | 訪問看護   | 令和6年1月1日 |
| 小川クリニック        | 堺市南区高尾2-448                         | 病院・診療所 | 令和6年2月1日 |



|                       |                |        |          |
|-----------------------|----------------|--------|----------|
| 医療法人俊仁会 きららファミリークリニック | 堺市西区上467       | 病院・診療所 | 令和6年2月1日 |
| 鹿嶋薬局 八田店              | 堺市中区八田西町3-2-1  | 薬局     | 令和6年2月1日 |
| 鹿嶋薬局 深井店              | 堺市中区深井水池町3160  | 薬局     | 令和6年2月1日 |
| 晴美台まごころ薬局             | 堺市南区晴美台2-35-11 | 薬局     | 令和6年2月1日 |
| 訪問看護ステーション 仁          | 堺市東区南野田344-114 | 訪問看護   | 令和6年2月1日 |

~~~~~

堺市告示第72号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）の所在地の変更について届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

令和6年3月1日

堺市長 永藤英機

| 区分  | 医療機関名          | 医療機関所在地                    | 種別   | 変更年月日    |
|-----|----------------|----------------------------|------|----------|
| 変更前 | イーナス訪問看護ステーション | 堺市西区浜寺石津町中1-8-40           | 訪問看護 | 令和6年2月1日 |
| 変更後 |                | 堺市西区浜寺石津町中1-6-25 清水ハイツ206号 |      |          |

~~~~~

堺市告示第73号

ラブホテル建築等の規制に係る施設の指定について（平成26年告示第88号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和6年3月1日

堺市長 永 藤 英 機

本則の表出島公園予定地の項を削り、同表登美丘南会館の項中「登美丘南会館」を「登美丘南校区老人集会室」に改め、同表初芝広場予定地の項、神野町緑地予定地の項、船津水路の項及び原田公園予定地の項を削り、同表中

「

|          |               |
|----------|---------------|
| 檜尾山多目的広場 | 堺市南区赤坂台4丁28-2 |
|----------|---------------|

を

「

|          |               |
|----------|---------------|
| 檜尾山多目的広場 | 堺市南区赤坂台4丁28-2 |
| 赤坂台5丁集会所 | 堺市南区赤坂台5丁31-1 |

に、

「

|           |                |
|-----------|----------------|
| 茶山台校区地域会館 | 堺市南区茶山台3丁22番1号 |
|-----------|----------------|

を

「

|           |                |
|-----------|----------------|
| 茶山台校区地域会館 | 堺市南区茶山台3丁22番1号 |
| 茶山台3丁集会所  | 堺市南区茶山台3丁41-1  |

に

改め、同表新堀公園予定地の項、北余部北街区公園予定地の項、真福寺公園予定地の項、菅生公園建設予定地の項、青南台一丁目広場予定地の項、多治井公園予定地の項、多治井緑地予定地の項、平尾3号公園予定地の項、平尾南街区公園予定地の項及び菩提町公園建設予定地の項を削る。



堺市告示第74号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定に基づき確認を行った特定子ども・子育て支援施設等について、同法第58条の11第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月1日

堺市長 永 藤 英 機

1 認可外保育施設

| 名称                  | 所在地             | 設置者         | 確認年月日      |
|---------------------|-----------------|-------------|------------|
| キッズクローネ             | 堺市東区南野田138-3    | 藤田 芽虞       | 令和5年12月13日 |
| 堺ヤクルト販売株式会社 本店保育ルーム | 堺市西区浜寺船尾町東2-237 | 堺ヤクルト販売株式会社 | 令和6年1月12日  |
| 堺ヤクルト販売株式会社 東山保育ルーム | 堺市中区東山301-1     | 堺ヤクルト販売株式会社 | 令和6年1月12日  |

堺市告示第75号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

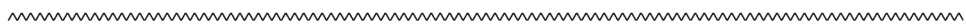
令和6年3月1日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 整理番号 別紙調書のとおり
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 起点終点 別紙調書のとおり
- 4 重要な経過地 別紙調書のとおり

市道路線認定調書

| 整理番号  | 路線名         | 起<br>終<br>点                                  | 重要な経過地 | 付記                 |
|-------|-------------|--|--------|--------------------|
| 4226  | 石原小寺1号線     | 東区石原町2丁51番地先<br>美原区小寺456番3地先                 |        | 地元要望               |
| 4290  | 陶器北72号線     | 中区陶器北2707番地先<br>中区陶器北2704番地先                 |        | 土地区画整理事業           |
| 4357  | 草尾96号線      | 東区草尾368番2地先<br>東区草尾368番12地先                  |        | 開発に伴う寄付            |
| 41064 | 浜寺元54号線     | 西区浜寺元町5丁704番2地先<br>西区浜寺元町5丁704番12地先          |        | 〃                  |
| 4973  | 東浅香山59号線    | 北区東浅香山町2丁19番7地先<br>北区東浅香山町2丁19番1地先           |        | 〃                  |
| 41066 | 土師226号線     | 中区土師町5丁332番2地先<br>中区土師町5丁332番2地先             |        | 都市計画法第39条による<br>帰属 |
| 47703 | 深井東28号線     | 中区深井東町373番1地先<br>中区深井東町371番7地先               |        | 〃                  |
| 4608  | 高松56号線      | 東区高松222番7地先<br>東区高松222番11地先                  |        | 〃                  |
| 49237 | 上野芝87号線     | 西区上野芝町6丁187番35地先<br>西区上野芝町6丁187番35地先         |        | 〃                  |
| 49238 | 上野芝向ヶ丘203号線 | 西区上野芝向ヶ丘町5丁1270番53地先<br>西区上野芝向ヶ丘町5丁1270番60地先 |        | 〃                  |
| 41065 | 原山台38号線     | 南区原山台4丁9番8地先<br>南区原山台4丁9番13地先                |        | 〃                  |
| 49074 | 和田東4号線      | 南区和田東989番11地先<br>南区和田東989番11地先               |        | 〃                  |



堺市告示第76号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように決定して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月1日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

## 市道路線区域決定調書

| 整理<br>番号 | 路 線 名       | 起 点<br>終 点           | 敷地の  |        | 備考 |
|----------|-------------|----------------------|------|--------|----|
|          |             |                      | 幅員m  | 延長m    |    |
| 4226     | 石原小寺1号線     | 東区石原町2丁51番地先         | 3.72 | 880.82 |    |
|          |             | 美原区小寺456番3地先         | 7.43 |        |    |
| 4290     | 陶器北72号線     | 中区陶器北2707番地先         | 8.50 | 70.40  |    |
|          |             | 中区陶器北2704番地先         |      |        |    |
| 7357     | 草尾96号線      | 東区草尾368番2地先          | 4.70 | 16.84  |    |
|          |             | 東区草尾368番12地先         |      |        |    |
| 41064    | 浜寺元54号線     | 西区浜寺元町5丁704番2地先      | 4.70 | 23.90  |    |
|          |             | 西区浜寺元町5丁704番12地先     |      |        |    |
| 41973    | 東浅香山59号線    | 北区東浅香山町2丁19番7地先      | 4.70 | 15.85  |    |
|          |             | 北区東浅香山町2丁19番1地先      |      |        |    |
| 41066    | 土師226号線     | 中区土師町5丁332番2地先       | 4.70 | 42.00  |    |
|          |             | 中区土師町5丁332番2地先       |      |        |    |
| 7703     | 深井東28号線     | 中区深井東町373番1地先        | 6.70 | 47.61  |    |
|          |             | 中区深井東町371番7地先        |      |        |    |
| 7608     | 高松56号線      | 東区高松222番7地先          | 5.70 | 55.30  |    |
|          |             | 東区高松222番11地先         |      |        |    |
| 7237     | 上野芝87号線     | 西区上野芝町6丁187番35地先     | 5.70 | 66.68  |    |
|          |             | 西区上野芝町6丁187番35地先     |      |        |    |
| 7238     | 上野芝向ヶ丘203号線 | 西区上野芝向ヶ丘町5丁1270番53地先 | 4.70 | 27.47  |    |
|          |             | 西区上野芝向ヶ丘町5丁1270番60地先 |      |        |    |
| 41065    | 原山台38号線     | 南区原山台4丁9番8地先         | 4.70 | 26.28  |    |
|          |             | 南区原山台4丁9番13地先        |      |        |    |
| 7074     | 和田東4号線      | 南区和田東989番11地先        | 5.70 | 25.73  |    |
|          |             | 南区和田東989番11地先        |      |        |    |

## 公 告

## 堺市公告第147号

計量法（平成4年法律第51号）第20条第1項の規定に基づき、指定定期検査機関を指定したので、同法第159条第3項第1号の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月1日

堺市長 永 藤 英 機

| 指定日       | 指定した機関                             | 対象業務           |
|-----------|------------------------------------|----------------|
| 令和6年2月14日 | 大阪府大東市新田本町11番37号<br>一般社団法人 大阪府計量協会 | 定期検査の業務の<br>全部 |

## 堺市公告第148号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局産業戦略部地域産業課及び市政情報センターにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局産業戦略部地域産業課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和6年3月1日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイエー堺店

堺市堺区山本町1丁18番1 ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社ダイエー

代表取締役 西峠 泰男

神戸市中央区港島中町四丁目1番1

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名 称 株式会社ダイエー

代表者 代表取締役 近澤 靖英

所在地 神戸市中央区港島中町四丁目1番1

(変更後) 名 称 株式会社ダイエー

代表者 代表取締役 西峠 泰男

所在地 神戸市中央区港島中町四丁目1番1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名 称 株式会社ダイエー

代表者 代表取締役 近澤 靖英

所在地 神戸市中央区港島中町四丁目1番1

(変更後) 名 称 株式会社ダイエー

代表者 代表取締役 西峠 泰男

所在地 神戸市中央区港島中町四丁目1番1

4 変更年月日

令和4年3月1日

5 届出年月日

令和6年2月5日

~~~~~



## 堺市公告第149号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局産業戦略部地域産業課及び東区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局産業戦略部地域産業課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和6年3月1日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイエー北野田店  
堺市東区丈六183番18

## 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社ダイエー  
代表取締役 西嶋 泰男  
神戸市中央区港島中町四丁目1番1

## 3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名 称 株式会社ダイエー  
代表者 代表取締役 近澤 靖英  
所在地 神戸市中央区港島中町四丁目1番1

(変更後) 名 称 株式会社ダイエー  
代表者 代表取締役 西嶋 泰男  
所在地 神戸市中央区港島中町四丁目1番1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

4 変更年月日

(1) 令和4年3月1日

(2) 平成29年8月31日 ほか

5 届出年月日

令和6年2月5日

堺市公告第150号

堺市建築基準法施行条例（平成12年条例第33号）第6条第1項の規定に基づき、私道の廃止を承認したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月1日

堺市長 永 藤 英 機

| 区分       | 廃止年月日        | 承認番号          | 地名          | 地番                                                 | 幅員<br>(M) | 延長<br>(M) |
|----------|--------------|---------------|-------------|----------------------------------------------------|-----------|-----------|
| 一部<br>廃止 | 令和6年2月<br>9日 | 堺建安第ZF-<br>1号 | 堺区西湊町二<br>丁 | 133番1、133<br>番2、133番<br>3、138番1<br>及び138番2<br>の各一部 | 4.00      | 約38       |

堺市公告第151号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月1日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市堺区向陵中町一丁25番1、25番3の一部、26番、27番2及び27番9

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市堺区南三国ヶ丘町4丁7番24号

万代 雅弘

~~~~~

堺市公告第152号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月1日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市北区百舌鳥梅北町四丁129番2から129番9まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府泉北郡忠岡町新浜一丁目1番10号

株式会社東昌ホールディングス

代表取締役 田中 亜渡夢

~~~~~

堺市公告第153号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月1日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市西区浜寺石津町東二丁613番1から613番3まで、613番8、616番1、640番1、640番4、641番1、641番3及び643番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市浪速区幸町一丁目2番16号  
勇誠観光開発株式会社  
代表取締役 新井 成寛

堺市公告第154号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月1日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市美原区南余部241番1及び241番3並びに地先水路

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府松原市天美我堂6丁目5番21号  
川上 勝彦

堺市公告第155号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63第2項において準用する同法第62条第2項の規定に基づき、国土交通省近畿地方整備局長から送付を受けた大阪都市計画緑地事業第4号大泉緑地の事業計画の変更の認可に伴う図書の写しを公衆の縦覧に供するので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月1日

堺市長 永 藤 英 機

1 縦覧場所

建設局公園緑地部公園緑地整備課（市役所高層館17階）

所在地 堺市堺区南瓦町3番1号

連絡先 072-228-7424

2 縦覧期間

令和6年3月4日から事業施行期間の終了の日まで

（午前9時から午後5時30分まで）

## 選挙管理委員会公表

### 堺市選挙管理委員会公表第3号

令和5年4月9日執行の堺市議会議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書について、訂正の報告があったので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、令和6年1月5日付け堺市選挙管理委員会公表第1号のうち、次の候補者につき、訂正後の要旨を別紙のとおり公表する。

令和6年3月1日

堺市選挙管理委員会

委員長 中 井 國 芳

【南区選挙区】西田 雄一

【北区選挙区】林原 徹

別紙

|       |        |      |        |                                           |
|-------|--------|------|--------|-------------------------------------------|
| 候補者氏名 | 西田 雄一  | 所属党派 | 大阪維新の会 | 期 間<br>令和5年1月16日から<br>令和5年4月20日まで<br>第1回分 |
| 出納責任者 | 西田 千鶴子 |      |        |                                           |

| 収入                |       |            | 支出     |       | 円       |
|-------------------|-------|------------|--------|-------|---------|
| 主たる寄附<br>(氏名・団体名) | (職 業) | (金 額)<br>円 | 人件費    | 家屋費   | 130,000 |
| 西田ゆういち後援会         |       | 524,003    | 選挙事務所費 | 集会会場費 | 24,003  |
| 竹川 美樹             | 無職    | 45,000     | 通信費    |       | 1,500   |
| 北川 美穂             | 無職    | 35,000     | 交通費    |       |         |
| 池上 和日子            | 無職    | 35,000     | 印刷費    |       | 359,040 |
|                   |       |            | 広告費    |       | 113,489 |
|                   |       |            | 文具費    |       |         |
|                   |       |            | 食糧費    |       | 71,008  |
|                   |       |            | 休泊費    |       |         |
|                   |       |            | 雑費     |       | 59,286  |
| その他の寄附            | 2件    | 19,000     |        |       |         |
| その他の収入            |       | 1,000,000  |        |       |         |
| 今回計               |       | 1,658,003  | 今回計    |       | 758,326 |
| 前回計               |       |            | 前回計    |       |         |
| 総 計               |       | 1,658,003  | 総 計    |       | 758,326 |

| 支出のうち公費負担相当額 | 項 目     | 金額       |
|--------------|---------|----------|
|              | ビラの作成   | 42,240円  |
|              | ポスターの作成 | 294,800円 |
|              | 計       | 337,040円 |

|          |           |          |
|----------|-----------|----------|
| 報告書受理年月日 | 令和5年4月20日 | 第 1 回報告分 |
|----------|-----------|----------|

|       |        |      |        |                                          |
|-------|--------|------|--------|------------------------------------------|
| 候補者氏名 | 西田 雄一  | 所属党派 | 大阪維新の会 | 期 間<br>令和5年1月16日から<br>令和5年5月1日まで<br>第2回分 |
| 出納責任者 | 西田 千鶴子 |      |        |                                          |

| 収入                |       |            | 支出     |       | 円         |
|-------------------|-------|------------|--------|-------|-----------|
| 主たる寄附<br>(氏名・団体名) | (職 業) | (金 額)<br>円 | 人件費    | 家屋費   |           |
|                   |       |            | 選挙事務所費 | 集会会場費 |           |
|                   |       |            | 通信費    |       |           |
|                   |       |            | 交通費    |       |           |
|                   |       |            | 印刷費    |       |           |
|                   |       |            | 広告費    |       | 302,500   |
|                   |       |            | 文具費    |       |           |
|                   |       |            | 食糧費    |       |           |
|                   |       |            | 休泊費    |       |           |
|                   |       |            | 雑費     |       | 432       |
| その他の寄附            | 件     |            |        |       |           |
| その他の収入            |       | 0          |        |       |           |
| 今回計               |       | 0          | 今回計    |       | 302,932   |
| 前回計               |       | 1,658,003  | 前回計    |       | 758,326   |
| 総 計               |       | 1,658,003  | 総 計    |       | 1,061,258 |

| 支出のうち公費負担相当額 | 項 目     | 金額       |
|--------------|---------|----------|
|              | ビラの作成   | 42,240円  |
|              | ポスターの作成 | 294,800円 |
|              | 計       | 337,040円 |

|          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 報告書受理年月日 | 令和5年5月1日 | 第 2 回報告分 |
|----------|----------|----------|

|       |        |      |        |                                           |
|-------|--------|------|--------|-------------------------------------------|
| 候補者氏名 | 西田 雄一  | 所属党派 | 大阪維新の会 | 期 間<br>令和5年1月16日から<br>令和5年5月15日まで<br>第3回分 |
| 出納責任者 | 西田 千鶴子 |      |        |                                           |

| 収入<br>主たる寄附<br>(氏名・団体名) | (職 業) | (金 額)<br>円 | 支出<br>人件費<br>家屋費<br>選挙事務所費<br>集会会場費 | 円         |
|-------------------------|-------|------------|-------------------------------------|-----------|
| 通信費                     |       |            |                                     | 1,192     |
| 交通費                     |       |            |                                     |           |
| 印刷費                     |       |            |                                     |           |
| 広告費                     |       |            |                                     |           |
| 文具費                     |       |            |                                     |           |
| 食糧費                     |       |            |                                     |           |
| 休泊費                     |       |            |                                     |           |
| 雑費                      |       |            |                                     |           |
| その他の寄附<br>その他の収入        | 件     |            |                                     |           |
| 今回計                     |       | 0          | 今回計                                 | 1,192     |
| 前回計                     |       | 1,658,003  | 前回計                                 | 1,061,258 |
| 総 計                     |       | 1,658,003  | 総 計                                 | 1,062,450 |

|              | 項 目     | 金 額      |
|--------------|---------|----------|
| 支出のうち公費負担相当額 | ビラの作成   | 42,240円  |
|              | ポスターの作成 | 294,800円 |
|              | 計       | 337,040円 |

|          |           |          |
|----------|-----------|----------|
| 報告書受理年月日 | 令和5年5月15日 | 第 3 回報告分 |
|----------|-----------|----------|

|       |        |      |        |                                           |
|-------|--------|------|--------|-------------------------------------------|
| 候補者氏名 | 西田 雄一  | 所属党派 | 大阪維新の会 | 期 間<br>令和5年1月16日から<br>令和5年5月30日まで<br>第4回分 |
| 出納責任者 | 西田 千鶴子 |      |        |                                           |

| 収入<br>主たる寄附<br>(氏名・団体名) | (職 業) | (金 額)<br>円 | 支出<br>人件費<br>家屋費<br>選挙事務所費<br>集会会場費 | 円         |
|-------------------------|-------|------------|-------------------------------------|-----------|
| 通信費                     |       |            |                                     | 3,112     |
| 交通費                     |       |            |                                     |           |
| 印刷費                     |       |            |                                     |           |
| 広告費                     |       |            |                                     |           |
| 文具費                     |       |            |                                     |           |
| 食糧費                     |       |            |                                     |           |
| 休泊費                     |       |            |                                     |           |
| 雑費                      |       |            |                                     |           |
| その他の寄附<br>その他の収入        | 件     |            |                                     |           |
| 今回計                     |       | 0          | 今回計                                 | 3,112     |
| 前回計                     |       | 1,658,003  | 前回計                                 | 1,062,450 |
| 総 計                     |       | 1,658,003  | 総 計                                 | 1,065,562 |

|              | 項 目     | 金 額      |
|--------------|---------|----------|
| 支出のうち公費負担相当額 | ビラの作成   | 42,240円  |
|              | ポスターの作成 | 294,800円 |
|              | 計       | 337,040円 |

|          |           |          |
|----------|-----------|----------|
| 報告書受理年月日 | 令和5年5月30日 | 第 4 回報告分 |
|----------|-----------|----------|



|       |       |      |       |                                          |
|-------|-------|------|-------|------------------------------------------|
| 候補者氏名 | 林原 徹  | 所属党派 | 日本共産党 | 期 間<br>令和5年3月7日から<br>令和5年4月17日まで<br>第1回分 |
| 出納責任者 | 岡尾 勝代 |      |       |                                          |

| 収入                |       | (金額)      | 支出  |        | 円         |
|-------------------|-------|-----------|-----|--------|-----------|
| 主たる寄附<br>(氏名・団体名) | (職 業) | 円         | 人件費 | 選挙事務所費 | 29,700    |
| 日本共産党 堺地区委員会      |       | 1,002,454 | 家屋費 | 集合会場費  | 17,500    |
| 北区委員会             |       | 29,700    | 通信費 |        | 48,400    |
|                   |       |           | 交通費 |        |           |
|                   |       |           | 印刷費 |        | 870,000   |
|                   |       |           | 広告費 |        | 589,585   |
|                   |       |           | 文具費 |        | 900       |
|                   |       |           | 食糧費 |        | 5,489     |
|                   |       |           | 休泊費 |        |           |
|                   |       |           | 雑費  |        | 880       |
| その他の寄附            | 件     |           |     |        |           |
| その他の収入            |       |           |     |        |           |
| 今回計               |       | 1,032,154 | 今回計 |        | 1,562,454 |
| 前回計               |       |           | 前回計 |        |           |
| 総 計               |       | 1,032,154 | 総 計 |        | 1,562,454 |

|              | 項 目     | 金額       |
|--------------|---------|----------|
| 支出のうち公費負担相当額 | ビラの作成   | 61,840円  |
|              | ポスターの作成 | 499,380円 |
|              | 計       | 561,220円 |

|          |           |          |
|----------|-----------|----------|
| 報告書受理年月日 | 令和5年4月24日 | 第 1 回報告分 |
|----------|-----------|----------|

## 議会規則

堺市議会事務局規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月1日

堺市議会議長 的 場 慎 一

堺市議会規則第1号

### 堺市議会事務局規則の一部を改正する規則

堺市議会事務局規則（昭和46年議会規則第3号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

堺市議会議会局規則

第1条中「堺市議会事務局」を「堺市議会議会局」に、「事務局」を「局」に改める。

第2条を次のように改める。

（内部組織及び分掌事務）

第2条 局に次の課を置き、それぞれの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

政策総務課

- (1) DX及びICTを活用した施策の立案及び調整に関すること。
- (2) 政策及び議案の立案補助に関すること。
- (3) 決議及び意見書に関すること。
- (4) 法令等の調査及び研究に関すること。
- (5) 例規の制定及び改廃に関すること。
- (6) 議員提要に関すること。
- (7) 訴訟に関すること。
- (8) 議長会その他本市議会が加盟する協議会に関すること（党派別要望活動を含む。）。
- (9) 議員研修会に関すること。
- (10) 議会図書室に関すること。
- (11) 関西広域連合議会の連絡調整に関すること。
- (12) その他法制に関すること。

総務係

- (1) 議員の公職歴に関すること。
- (2) 儀式、交際及び表彰に関すること。

- (3) 議長及び副議長の秘書に関すること。
- (4) 議員報酬等に関すること。
- (5) 議員共済会に関すること。
- (6) 議員互助会に関すること。
- (7) 議員の資産等の公開に関すること。
- (8) 議場その他議会関係各室（設備を含む。）の管理に関すること。
- (9) 公用自動車の使用及び運行管理に関すること。
- (10) 公印の管理に関すること。
- (11) 局の予算及び決算に関すること。
- (12) 経理及び物品の出納に関すること。
- (13) 職員の人事及び服務に関すること。
- (14) 文書の收受、発送及び整理保管に関すること。
- (15) 議会の危機管理に関すること。
- (16) 議会の個人情報の保護に関すること。
- (17) 局の総合調整に関すること。
- (18) 他の課及び課内の他の係（課内の係に属しないものを含む。）の所管に属しないこと。

#### 調整係

- (1) 政務活動費の交付及びその収支報告書等の公開に関すること。
- (2) 他都市からの行政視察の受入れに関すること。
- (3) 議会の広報及び広聴に関すること。
- (4) 議会、委員会及び議員が議会活動に資するために行う調査（会派又は議員が行う調査視察を含む。）に関すること。
- (5) 政策立案にかかる情報及び資料の収集並びに整理に関すること。
- (6) 議会調査報その他の刊行物の発行に関すること。
- (7) 議会報告会、議場見学及び出前授業に関すること。
- (8) 議長、副議長の記者会見に関すること。
- (9) 他都市からの照会文書に関すること。

#### 議事課

- (1) 本会議の議事運営に関すること。
- (2) 議会運営委員会の議事運営に関すること。
- (3) 常任委員会の議事運営に関すること。
- (4) 特別委員会の議事運営に関すること。
- (5) 議会力向上会議の議事運営に関すること。
- (6) 会議の傍聴に関すること。
- (7) 請願、陳情及び要望に関すること。

- (8) 議会の議決事項の処理及び委員会の審査結果報告に関すること。
- (9) 会議録及び会議録検索システムに関すること。
- (10) 会議のインターネット中継に関すること。
- (11) その他議事に関すること。

第3条第1項中「事務局に事務局長」を「局に局長」に改め、「課長」の次に「、係に係長」を加え、同条第2項中「事務局」を「局」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「事務局」を「局」に、「総務課」を「政策総務課」に改め、同項第4号中「事務局長」を「局長」に改め、同項を同条第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

4 前3項に定めるもののほか、政策総務課に法制担当課長を置くことができる。

第4条第1項中「事務局」を「局」に改め、同条第2項中「総務課」を「政策総務課」に改める。

第5条第1項中「事務局長」を「局長」に、「事務局の」を「局の」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 課長、担当課長、主幹（課長又は担当課長が指名する者に限る。）、係長及び主査（課長又は担当課長が指名する者に限る。）は、各々上司の命を受けて所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第5条第3項中「事務局長」を「局長」に改め、同条第4項中「及び参事役」を「、参事役及び主幹（第2項に規定する者を除く。）」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 主査（第2項に規定する者を除く。）は、係長と連携して係の事務を掌理し、又は上司の命を受けて所管事務を掌理し、所属職員があるときは、これを指揮監督する。

第6条中「課長」の次に「（担当課長を含む。第11条を除き、以下同じ。）」を加える。

第7条及び第8条第1号中「事務局長」を「局長」に改める。

第9条第1項中「グループのリーダーとして」を「係長又は」に改め、「課長補佐、」を削り、「又は主査」を「若しくは主査（以下第12条第2項及び第18条において「係長」という。）」に改める。

第10条中「事務局長」を「局長」に改める。

第11条の表を次のように改める。

| 代決の順序<br>決裁者 | 代決者                      |                          |
|--------------|--------------------------|--------------------------|
|              | 第1次                      | 第2次                      |
| 局長           | 次長                       |                          |
| 次長           | 所管課長又は担当課長               |                          |
| 課長           | 課長補佐又は担当の参事、総括参事役若しくは参事役 | 所管係長又は課長が指名する所管の主幹若しくは主査 |
| 法制担当課長       | 主幹（法制担当課長が指名する者に限る。）     | 主査（法制担当課長が指名する者に限る。）     |

|    |                    |                    |
|----|--------------------|--------------------|
| 参事 | 主幹（当該参事が指名する者に限る。） | 主査（当該参事が指名する者に限る。） |
|----|--------------------|--------------------|

第12条第2項中「グループのリーダーとして課長が指名する課長補佐、主幹若しくは主査」を「係長」に改める。

第15条（見出しを含む。）各号列記以外の部分、第1号及び第7号中「事務局長」を「局長」に、同条第9号中「事務局内」を「局内」に改める。

第16条第5号中「事務局内」を「局内」に改める。

第17条各課長共通専決事項を定める部分第1号中「グループのリーダーとして課長が指名する課長補佐、主幹又は主査に係る」を「係長」に改め、同条総務課長専決事項を定める部分中「総務課長専決事項」を「政策総務課長専決事項」に改め、同部分第2号中「関係各室」の次に「（設備を含む。）」を加え、同部分に次の1号を加える。

(4) 調査資料等刊行物の発行に関すること。

第17条政策総務課長専決事項を定める部分の次に次のように加える。

法制担当課長専決事項

- (1) 図書室規則第2条、第7条第1項ただし書及び第13条に規定する図書のうち、軽易なものの選定に関すること。
- (2) 図書室規則第11条第2項に規定する弁償履行の期限の決定及び代替図書の選定に関すること。
- (3) 議会図書室の市民等の利用に関すること。
- (4) 議会図書室の貸出し禁止図書の取扱いに関すること。
- (5) 議会図書室の貸出し図書の返納請求に関すること。

第17条総務課参事（総務事務担当）専決事項を定める部分中「総務課参事（総務事務担当）専決事項」を「政策総務課参事（総務事務担当）専決事項」に改め、同条調査法制課長専決事項を定める部分を削る。

第18条の見出しを「係長専決事項」に改め、同条第1項中「所管の事務を担当するグループのリーダーとして課長が指名する課長補佐、主幹又は主査」を「係長」に改め、同条第2項中「総務課長」を「政策総務課長」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市議会事務局規則に掲げる組織のうち、附則別表左欄に掲げる旧組織に属すべき組織の長、参事役、課長補佐、主幹、主査、副主査その他の職員として発令されている職員は、特に辞令を用いて発令する者を除き、辞令を用いずに前項に定める日付をもってそれぞれ対応する同表右欄に掲げる新組織に

属すべき組織の長、参事役、課長補佐、主幹、主査、副主査その他の職員として、この規則により発令されたものとみなす。

附則別表

| 左欄 (旧組織) | 右欄 (新組織) |
|----------|----------|
| 総務課      | 政策総務課    |
| 調査法制課    | 政策総務課    |